

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人創成国際特許事務所  様  あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング 18階	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 09.03.2010	

出願人又は代理人 の書類記号 PCT090295	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
-----------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2009/006601	国際出願日 (日.月.年) 03.12.2009	優先日 (日.月.年) 19.12.2008
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B60R16/02(2006.01)i, B60L1/00(2006.01)i, B60L11/14(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)  
 本田技研工業株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き  
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日  
 26.02.2010

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 加藤 信秀 電話番号 03-3581-1101 内線 3341	3D	3745
---	--	----	------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
- a. 提出手段
- 紙形式
- 電子形式
- b. 提出時期
- 出願時の国際出願に含まれていたもの
- この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
- 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	4	有
	請求項	1-3, 5-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2007-008423 A (株式会社オートネットワーク技術研究所) 2007. 01. 18, 全文 (ファミリーなし)

文献2 : JP 11-178164 A (住友電装株式会社) 1999. 07. 02, 全文 (ファミリーなし)

文献3 : JP 2006-349087 A (本田技研工業株式会社) 2006. 12. 28, 第3図, 第5図 (ファミリーなし)

文献4 : JP 09-039688 A (住友電装株式会社) 1997. 02. 10, 全文 (ファミリーなし)

請求項1ないし3, 5に係る発明について

請求項1ないし3, 5に係る発明は、文献1及び文献2により進歩性を有しない。

文献1には、「パイプ22内に挿通されて、バッテリーB (電源) とインバータI・モータM (電気負荷) を接続した電線21 (電力ケーブル) とを備えた車両の配線構造において、配索孔12 (電源側貫通口) から挿入されたパイプ22の端部から引き出された電線21 (電力ケーブル) が、車両内部に設けられたキャップ25 (第1ケーブルガイド) により規制されてバッテリーB (電源) との接続部まで配線されると共に、配索孔12 (電源側貫通口) から挿入されたパイプ22の端部が、キャップ25 (第1ケーブルガイド) の設置箇所に至るまで達している車両の配線構造」の発明が記載されている (請求項1に関する事項)。

文献2には、「コルゲートチューブ2 (パイプ) は、コルゲートチューブ2 (パイプ) が貫通された円筒部100B (パイプ貫通口) を有して円筒部100B (パイプ貫通口) 塞いだシール樹脂であるゲル状ポリマーの短冊状成形体20 (貫通口シール部材) により支持されている車両の配線構造」の発明が記載されている (請求項1及び2に関する事項)。

また、文献2に記載された発明の「円筒部100B (パイプ貫通口)」は、電線 (電力ケーブル) を端部のエッジから保護するためのグロメット100と一体に、エラストマー (シール樹脂) により形成されている (請求項3に関する事項)。

文献1に記載された発明の「パイプ22」は、金属製であり、かつ、金属製のブラケットを介して床板11 (車両のボディ) に固定されており、車両のボディアースに接地されていると解することができる (請求項5に関する事項)。

よって、文献1及び文献2に記載された発明に基づいて、本願の請求項1ないし3, 5に係る発明のようにすることは、当業者にとり容易である。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 4 に係る発明について

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

請求項 6 に係る発明について

請求項 6 に係る発明は、文献 1 ないし文献 4 により進歩性を有しない。

文献 3（例えば、第 3 図、第 5 図参照）には、「電源側貫通口と、電源の電力ケーブル 17 との接続部は、車両の左右方向に間隔をもって配置された車両の配線構造」の発明が記載されている。

文献 4 には、「電線挿通部 12a（第 1 ケーブルガイド）を經由して突出するワイヤハーネス（電力ケーブル）を、接続部の方向に屈曲させる室内側カバー（第 2 ケーブルガイド）を備えた車両の配線構造」の発明が記載されている。

よって、文献 1 ないし文献 4 に記載された発明に基づいて、本願の請求項 6 に係る発明のようにすることは、当業者にとり容易である。